

松江市告示第 165 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定公金事務取扱者に公金の徴収に関する事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 15 日

松江市長 上 定 昭 仁



- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
名称 地方公共団体情報システム機構
住所又は事務所の所在地 東京都千代田区一番町 25 番地
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金の徴収に関する事務に係る歳入
コンビニエンスストア等における戸籍謄抄本手数料、印鑑登録証明書交付手数料及び住民票(写)、諸証明交付手数料の徴収事務
- 3 指定公金事務取扱者に係る指定をした日
令和 8 年 4 月 1 日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和 8 年 4 月 1 日